

ペットの飼育はマナーを守って

環境経済課

ペットを飼い始めたら終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人々と折り合っていくということです。

飼い主は動物の性質・習性を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないようにしっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も引き綱（リード）を必ずつけましょう。

散歩の途中でした糞は、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、糞尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問合先】環境経済課

男女共同参画のすすめ

総務課

昨年3月に「笠松町男女共同参画プラン」を策定し、基本理念を「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」と掲げ、事業を推進しているところです。

事業を推進するため、家庭・地域・職場における取り組みとして、「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」をそれぞれの努力目標と掲げています。今月から1項目ずつ掲載しますので、みなさんも一緒に参画しましょう。

家庭では
「男女がともに家事・育児・介護を
分担します」

守ろう ごみ出しのルール

環境経済課

ごみ出しのルールは、きちんと決められています。

ルールを守り、収集場所は清潔に保ちましょう。

- ①正しく分別する
- ②収集日を守る
- ③午前7時から8時までに町内会で決められた場所に出す
- ④袋の口はしっかり結んで出す
- ⑤透明または半透明の袋に「家庭系燃えるごみ処理券」を貼る
 - ・他の市町村の袋は使用しない
 - ・強度のあるごみ袋を使用する（ごみの重さにより袋が破れるケースがあります）

※収集日、分別の注意点などは「資源とごみのカレンダー」で確認してください。

【問合先】環境経済課

一人で悩まないで まずは お電話を！ 男女共同参画プラザ

男女共同参画プラザでは、男女がともに自分らしく生きられるよう、家庭や職場環境の問題に加え、DV（ドメスティック・バイオレンス）、女性の再就職や自立に関わる相談に応じています。

女性・男性の生き方に関わる身近な問題について幅広く相談に応じ、「その人自身の自立した選択」を応援しています。相談は無料で秘密は固く守られます。

【相談日】日曜日～木曜日

（祝日・年末年始はお休み）

【時間】午前9時～正午、午後1時～4時

【電話相談専用ダイヤル】☎058-278-0858

【問合先】男女共同参画プラザ

（岐阜県地域女性団体協議会）

☎058-275-4386

自然にやさしい 環境創造

Shonan
松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808

ショッピング アミューズメント カーライフ

笑顔とクルマに会える街

カラフルタウン岐阜

株式会社 トヨタオートモールクリエイト
〒501-6115 岐阜市柳津町丸野3-3-6
TEL.058-388-5400

毎月7・8日はカラフルタウンデー

http://www.colorfultown.jp